

## ◎国民生活等の混乱を回避するための

### 地方税法の一部を改正する法律

(平成二〇年三月三十一日法律第一〇号)(衆)

した地方税法等の一部を改正する法律案について所要の規定の整備を行うこととしております。

本案は、本日総務委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

#### 一、提案理由(平成二〇年三月三十一日・衆議院本会議)

○渡辺博道君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、平成二十年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十年四月一日より後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱をできる限り回避するため、平成二十年三月三十一日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち、当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部、すなわち自動車取得税についての過疎バスに係る非課税措置、免税点の特例措置、低燃費車に係る課税標準の特例措置及び大型ディーゼル車に係る税率の特例措置の期限を暫定的に平成二十年五月三十一日まで延長するとともに、二月二十九日衆議院本会議において可決し、参議院に送付いたします

二、参議院総務委員長報告(平成二〇年三月三十一日)

○高嶋良充君 ただいま議題となりました両案件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案は、平成二十年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十年四月一日より後となる場合に備え、国民生活等の混乱を回避するため、平成二十年三月三十一日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち、自動車取得税についての過疎バスに係る非課税措置、免税点の特例措置、低燃費車に係る課税標準の特例措置及び大型ディーゼル車に係る税率の特例措置の期限を暫定的に平成二十年五月三十一日まで延長しようとするもの

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律  
であります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長長渡辺博道君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。